

京都市環境影響評価等に関する条例（以下「条例」という。）第8条の規定により，平成27年7月17日に提出された「(仮称)ホスピタリティ創学拠点整備事業に係る配慮書案」について，平成27年11月13日付けで条例第13条第1項の規定に基づく環境配慮の観点からの市長意見を述べましたので，同条第3項の規定に基づき，次のとおり公告するとともに，市長意見を縦覧に供します。

平成27年11月24日

京都市長 門川 大作

1 代表事業者の氏名及び住所等

- (1) 事業者の名称 学校法人 大和学園
- (2) 代表者の氏名 理事長 田中 誠二
- (3) 主たる事業所の所在地 京都市中京区河原町二条下る下丸屋町396番地の3

2 その他事業者の氏名及び住所等

- (1) 事業者の名称 社会医療法人 太秦病院
- (2) 代表者の氏名 理事長 加茂 久樹
- (3) 主たる事業所の所在地 京都市右京区太秦帷子ノ辻町30

3 対象事業の名称，種類及び規模

- (1) 名称  
(仮称)ホスピタリティ創学拠点整備事業
- (2) 種類  
建築基準法第2条第1号に規定する建築物の新築の事業

(3) 規模

延べ面積 約20,000㎡

(4) その他

対象事業には、相互に関連する2つの事業が含まれています。

4 環境配慮の観点からの市長意見の縦覧の場所、期間及び時間

(1) 縦覧の場所

京都市環境政策局環境企画部環境管理課

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地 北庁舎8階

(2) 縦覧の期間

平成27年11月24日から同年12月24日まで（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。）

(3) 縦覧時間

「午前9時から正午まで」及び「午後1時から午後5時まで」

5 その他

当該事業は、条例第45条第2項の規定に基づき、代表事業者が環境影響評価手続を行っています。

(環境政策局環境企画部環境管理課)